

令和 3 年度

学校いじめ防止基本方針

(案)

令和 3 年 4 月

福島県立喜多方桐桜高等学校

1 いじめ問題についての基本理念

「いじめは人間として絶対に許されない」

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子供を必ず守り通す」
- ② いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷等は犯罪行為である。
- ③ いじめに対しては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、地域、関係機関、家庭の連携の下に行う。

2 いじめについての基本方針

2-1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条 抜粋）

2-2 いじめの特徴

「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」と考えなければならない。

① いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけで捉えることはできない。いじめは、被害者・加害者・周囲の生徒・無関心の生徒の「四層構造」になっていると認識する。また、いじめられている生徒といじめている生徒との立場が逆転する場合もある。

② 加害の認識度

加害や被害の認識の有り無しにかかわらず指導が必要である。

3 いじめの未然防止のために ～学校の責務～

- ① いじめを許さない学校・学級づくり
- ② いじめを許さない生徒を育てる教育活動
- ③ いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組
- ④ いじめの校内での情報共有
- ⑤ 教育相談体制の充実
- ⑥ 以下に関するいじめについて特に配慮が必要な場合への対応
 - ・ 発達障害を含む障害
 - ・ 外国人の子供や帰国生徒
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認
 - ・ 東日本大震災での被災や原子力発電所事故による避難

3-1 具体的な取組

- ・ 学級経営の充実
- ・ 授業中における生徒指導の充実
- ・ 倫理観・道徳観の育成
- ・ 教員の研修
- ・ 地域と連携した生徒の見守り

4 いじめの早期発見について

教育相談体制を整え、窓口を生徒や保護者に周知するとともに、アンケートや面談等を実施する。

4-1 具体的な取組

① いじめを発見する手立て

- ・ 教師と生徒との日常の交流を通じた信頼関係の醸成
- ・ 複数の教員の目による発見
- ・ アンケート調査（学期1回）
- ・ HR担任等による面接週間（1学期）
- ・ スクールカウンセラーの活用など教育相談を通じた把握（年2回）

② いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・ いじめを訴えることは、自分だけでなく友人の人権や命を守ることにつながる正しい行為であることを指導
- ・ 家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知
- ・ 家庭に対して、関係機関（市町村や警察の相談機関等）への相談方法の周知
- ・ 匿名による訴えの対応

5 いじめの発見から解決まで

通報を受けたとき、あるいは、いじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を校長に報告する。

いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止する手立てを講じるとともに、いじめを受けた生徒とその保護者に支援を行い、いじめを行った生徒に対する指導とその保護者への助言を行う。また、いじめを見ていたり、同調した生徒に関しても自分の問題として捉えさせ、行動の変容につなげる。

被害者に対する心理的あるいは物理的な影響を与える行為が少なくとも3カ月止んでいる状態が継続していることを確認する。

さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

◎ いじめ対策委員会の設置

（主たる構成）

校長、教頭、科長、生徒指導主事、学年主任、教育相談部長、養護教諭、学校カウンセラー等の専門知識を有する第三者

（対応方針の決定・役割）

ア 情報の整理 イ 対応方針 ウ 役割分担 エ 事実の究明と支援・指導

6 いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

① 被害者（いじめられた生徒）への対応

- ・ いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して徹底して味方になる。
- ・ 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

② 加害者（いじめた生徒）への対応

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

③ 観衆・傍観者への対応

- ・ いじめは、学校全体の問題として対応していくことを認識させる。
- ・ 集団の一員であることを認識させ、関係ないという姿勢について考えさせる。
- ・ 被害者やその家族の心情を理解する。

7 その他の指導

- ① 周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ② いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ③ ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為であると生徒に理解させる。

8 保護者との連携

- ① いじめられている生徒の保護者との連携
 - ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに担任及び科長（又は学年主任）が家庭訪問を行い、学校が把握した事実を正確に伝える。
 - ・ 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ② いじめている生徒の保護者との連携
 - ・ 事情聴取後、保護者に来校を願い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
 - ・ 被害者の生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - ・ 指導の経過を伝え、指導に対する理解を求める。
- ③ 保護者との日常的な連携
 - ・ 年度当初から、PTA総会や学年保護者会等で、いじめの問題に対する学校の認識や、対応・方策等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
 - ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

9 校内研修

授業改善・教育相談研修、いじめの理解や防止に関する研修等を年に複数回実施する。

10 いじめの実態把握等

生徒向けアンケートの実施や面談、いじめ指導記録カードにより早期発見と対応に努める。

11 ネットいじめへの対応

- ① 書き込みへの対応については、削除要請等被害生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の心のケアに努める。書き込みの削除や書き込んだ者の対応は、喜多方警察署等と連携して行う。
- ② 定期的なネットパトロールを行う。

12 重大事態への対応

「重大な事態とは」

- ① 重大事態とは、いじめによる本校に在籍する生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる事態をいう。
- ② いじめによる本校に在籍する生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる事態

ではないが、欠席が連続し長期の欠席になった場合も重大な事態と見なす。

1 2 - 1 具体的な対応

- ・ 事案によっては、直ちに喜多方警察署へ通報し、適切に援助を求める。
- ・ 県教育委員会へ報告し、適切な援助を求める。

1 3 検証と改善（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回定期会議を開催し、取組の現状やいじめ問題のケースごとの検証を行い、必要に応じて計画の見直し等を図る。

令和3年度 学校いじめ防止対策年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計 画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4 月	登校指導 全校集会 新入生適応指 導 スマホ教室	新入生グループエン カウンター	教育相談部によ るグループエンカウ ンター講習会	第1回いじめ 対策委員会	計画・目標の 作成と提示 HP掲載
5 月	登校指導 全校集会	第1回いじめに 関するアンケート QU アンケート 5/31			
6 月	登校指導	面接週間 6/1～6/15	校内研修1 QU 分析会	第2回いじめ 対策委員会	
7 月	登校指導 全校集会				
8 月	登校指導		校内研修2 いじめに関す る事例研究 8/25		
9 月	〃	第2回いじめに 関するアンケート			
10 月	〃			第3回いじめ 対策委員会	中間評価
11 月	〃	QU アンケート 11/4	校内研修3 SCによる 教育相談研修会		中間報告
12 月	登校指導 全校集会		校内研修4 QU 分析会		
1 月	〃				
2 月	登校指導	第3回いじめに 関するアンケート	校内研修5 保健室より	第4回いじめ 対策委員会	年間評価
3 月	〃				年度末報告

重大事態への対応

